
企業価値向上プラン

日本瓦斯株式会社

2006年2月9日導入（取締役会決議）

2006年6月9日改正（取締役会決議）

2006年6月29日継続承認（株主総会決議）

2007年6月12日改正（取締役会決議）

2007年6月28日継続承認（株主総会決議）

2009年6月8日改正（取締役会決議）

2009年6月26日継続承認（株主総会決議）

2011年6月29日継続承認（株主総会決議）

I. 「日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～」の策定

当社は、中長期的観点から持続的成長を可能とするため、当社経営陣により、あらかじめ経営理念（日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～）を策定・公表した上で、経営を行い、株主の皆様業績評価をして頂くことが、当社経営陣の経営責任の明確化に資すると考え、下記のとおり、経営理念を策定し、公表することといたしました。

1. 当社グループの現在の状況

当社グループは、創業以来半世紀にわたり、生活に欠かせないエネルギーの供給を通じ、終始一貫お客様に最も近い直売の立場から、地域社会の発展に貢献してまいりました。

当社グループの主体とするエネルギー事業は、規制緩和の進展に伴いガス対電気の競合のみならず、ガス対ガス、電気対電気の競合が激化している状況にある一方で、京都議定書目標達成計画をはじめとする地球温暖化対策の基幹エネルギーとして、ガス体エネルギーに求められる社会的責任は極めて高度、高質化してまいりました。今後、天然ガス（LNG,LPG,NGH,CNG など）等のガス体エネルギーに対する地域社会や消費者からの期待やニーズは更に多様化しながら、飛躍的に拡大するものと想定されます。エネルギーを取り巻く今日の状況は、当社グループにとりましても、先鋭化する社会的責任や、厳しい競争に対応する様々な組成改革を強いると共に、更なる成長・発展を実現する大きなビジネスチャンスでもあります。

当社グループは関東一円を供給エリアとして、LP ガス事業、都市ガス事業、簡易ガス事業をコアに、総延長数5千キロにも及ぶガス導管ネットワークを基盤として、約93万世帯になんなんとするお客様に、安全に安定的に、より安価にガス体エネルギーを提供するとともに、その特性である快適性、経済性、省エネ性、環境性などを提供することで地域社会の価値向上に資するとともに、究極の未来型エネルギー燃料電池に代表される水素エネルギー時代の担い手として、天然ガス（LNG,LPG,NGH,CNG など）の高度、高質運用の基盤整備に不退転の決意で取り組んでまいります。

さらに、当社グループの特徴が地域社会に密着した一般家庭用の分野である特性を生かし、行政サービスなど様々な異業種サービスとの連携を通じて地域防災や地域活動に積極的に関わることで、コーポレートガバナンスやコンプライアンスを包括するCSR（社会貢献）の取り組みを強化してまいります。当社グループの地域社会への貢献がそこに所属される消費者に自然に認めていただけるための情報公開にも積極的に取り組みながら、多様化する消費者ニーズに対応すべく省エネルギー性の高い機器の拡販や環境に配慮した新しいエネルギーシステムの提案、また質の高いパッケージサービス（電気、水、保険、通信事業等）の提供に向けてさらに積極的な先行投資を

実施し、長期的な株主価値の向上に資するキャッシュフローの創出に努めてまいります。また、地域を支える人的資本の充実を図るべく、客観的立場の方々から公正な意見を得ながら、社員が中心となって教育制度、人事制度等の積極的かつ革新的な改革にも取り組んでおります。

もとより、当社グループの最も重要な「商品」は安全と安定供給であります。社会資本の一役を担い、消費者の生活を支えるライフラインであるガスの本支管等の既存設備の経年管理には、さらに積極的かつ創造的な再投資に努めてまいるとともに、緊急災害時に対応する基幹設計の更なる充実と新たな供給システムの開発に積極的に取り組んでまいります。

規制緩和や事業再編が進む中で、厳しい競争状況は更に激しさを増すものと思われませんが、一方で、会社法施行に伴い定款自治の拡大による経営の自由度が増し、自己責任による新たな活力も芽生えております。このような環境下で、当社グループといたしましては、公益事業という大きな社会的責任基盤を骨太に守りながら、さらにエリアマーケティングを背景とする新たな地域貢献に積極的に挑戦し、顧客基盤の拡充（中期五ヶ年計画で顧客数100万軒、ガス販売量100万トン）に邁進することで、長期にわたる企業価値の向上に努めてまいります。

2. 日本瓦斯グループ 3つの経営理念

当社は、以上の現状認識を踏まえ、次のとおり、グループ経営理念を策定します。

① 地域社会に対する貢献

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。又、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

② 企業の持続的成長を目指す

地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の長期的向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努めます。

③ 人的資源の尊重

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけており、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため社員の能力を最大限に発揮出来るような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に

社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。

II. 経営評価委員会の設置

1. 経営評価委員会設置の目的

当社は、上記経営理念の公表と合わせて、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取り組みについて外部から客観的な意見を求めてガバナンス機能を強化するために、当社取締役会から独立した外部有識者をメンバーとする経営評価委員会を設置いたしました（経営評価委員会の概要については、添付資料1をご参照ください）。

当社取締役会は、半期に一度、経営評価委員会に対して、経営の基本方針及びその履行状況等の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取り組みを報告し、経営評価委員会による評価及び提言を受けます。

そして、当社取締役会は、経営評価委員会により指摘された事項の改善に取り組みます。

この経営評価委員会による評価を得ることにより、①中長期的な観点からの経営と短期的な株主還元のバランスの確保並びに②監督機能の強化及び説明責任の充実による経営の透明性の確保が図られ、当社取締役会による企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取り組みがより実効的なものになるものと考えております。

例えば、経営評価委員会から配当性向を上げるべきであるとの提言を受けた場合、当社取締役会は配当性向の妥当性を再検討することになりますので、これにより中長期的観点からの経営と短期的株主還元のバランスを再吟味することができます。また、仮に内部留保金が必要であるため、配当性向を上げないという判断に至った場合でも、経営評価委員会から配当性向を上げるべきであるとの提言を受けるということは、内部留保金の必要性についての説明が不十分であるということにほかならないので、これを受けて、株主の皆様に対する説明をより一層充実させていく契機とすることができます。

また、後述するとおり、当社に買付提案者が現れた場合も、経営評価委員会は、当社企業価値及び株主共同の利益の維持・確保のため、当社取締役会に対して、必要な勧告を行います。

そして、このような機能は、経営陣と認識や価値観を一定程度共有している当社取締役会に担わせるよりも、独立した外部者に担わせることでより効果を発揮するものと考えております。

2. 経営評価委員会の構成

経営評価委員会は、当社取締役会からの独立性及び専門性（企業経営に関する判断能力）の確保の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名により構成されます。なお、下記①から③の要件については、会社法2条15号の社外取締役の独立性要件を参考に、これを加重いたしました。

- ① 現在又は過去において、当社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）又は従業員となつたことがない者
- ② 現在又は過去において、当社のグループ会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）又は従業員となつたことがない者
- ③ 上記①及び②に該当する配偶者、三親等内の血族及び姻族関係を有しない者
- ④ 企業経営についての一定以上の経験者・専門家・有識者等

なお、経営評価委員会委員の略歴は添付資料1をご参照ください。

Ⅲ. 企業価値向上プラン（買収防衛策）の導入

1. 企業価値向上プラン導入の目的—企業価値・株主共同の利益の維持・向上

当社取締役会は、上記経営理念の実現及び経営評価委員会の設置により、中長期的な観点から、当社の企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させていく所存でございますが、現状では、何人でも、企業価値を低下させる買収であるか否かについて判断するための十分な情報開示を行わずに、会社経営に対して影響を持ち得る数の株式を取得することが可能であるため、このような十分な情報開示を行わずになされる当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する買収提案から当社を防衛することも、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であると考えております。

そこで、当社取締役会は、特定の株主グループによる当社発行済株式（当社保有自己株式を除く）の株券等保有割合が20%以上となる買付提案（以下、単に「買付提案」といいます。）又は買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買収類型に該当するか否かを判断するためのルール（以下、「企業価値向上プラン」といいます。）を策定し、企業価値・株主共同の利益を毀損する買収類型に該当すると判断した場合には、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上という目的のために、対抗措置として取得条項付新株予約権の無償割当を行うことといたしました（割当てられる新株予約権の概要については、添付資料2をご参照ください。）。

2. 当社株式の買付提案及び買付行為への対応方針（企業価値向上プランの内容）

(1) 企業価値向上プランの対象となる買付者

企業価値向上プランの対象となる買付者は、特定の株主グループ（※）による当社

発行済株式（当社保有自己株式を除く。）の株券等保有割合が20%以上（※）となる買付提案又は買付行為を行おうとする者（以下、「買付者」といいます。）です。

買付者は、当社発行済株式（当社保有自己株式を除く。）の株券等保有割合が20%以上となる買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）を行う前に、企業価値向上プランに従って、当社取締役会に対して、買付提案を行っていただくものとし、万が一、買付者が企業価値向上プランに従わず、大規模買付行為を開始した場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には当社の企業価値・株主共同の利益の毀損するおそれがあると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は対抗措置の発動を決議し、取得条項付新株予約権の無償割当を行います。

- ※ 特定の株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。）、又は買付等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われているものを含みます。）を行う者とその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含むものとします。）及び特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- ※ 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

(2) 必要情報提供手続

買付者には、大規模買付行為を行う前に、当社取締役会に対して、買付提案を行っていただきます。

当社取締役は、買付者の買付提案が具体的に当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものではないかを判断するために、買付者からの買付提案を受けた後、5営業日以内に、買付者に対して、最小限、以下の各事項に関する情報（以下、これらを総称して「必要情報」といいます。）の提供を要請します。

- ① 買付者及びそのグループの概要
- ② 買付提案の目的及び内容
- ③ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付後の当社経営方針及び事業計画等について必要かつ十分な情報（公開買付届出書等で法律上開示を要求される情報を含みますが、より広範な情報を意味します。）

買付者には、当社取締役会からの必要情報の要請を受けてから 90 営業日以内（但し、具体的事情を考慮して、当社取締役会は当該期間を延長することができるものとします。）に、要請された必要情報を当社取締役会に対して提供していただきます。

なお、当社取締役会は、買付者から提供された情報が不十分であると判断した場合、買付者に対して、再度、情報提供を要請する場合があります。

買付者から十分な情報提供がなされた場合又は複数回にわたる情報要請にかかわらず買付者から十分な情報提供がなされなかった場合、当社取締役会は、その旨を開示した上、受領した情報を、直ちに独立の外部専門家 3 名により構成され、別に設置される経営評価委員会（経営評価委員会の概要については添付資料 1 をご参照ください。）に上程します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び必要情報の提供が完了した事実について、速やかに開示します。

(3) 経営評価委員会及び取締役会による検討手続

当社取締役会から必要情報の上程を受けた経営評価委員会は、外部専門家等の助言を受ける等しながら、買付提案の検討・分析を行い、当社取締役会が買付者から受領した必要情報の上程を受けてから 60 営業日（※）以内（但し、経営評価委員会は、必要がある場合には、この期間を 30 営業日に限り延長することができるものとします。この場合、経営評価委員会は、延長する期間及び延長する理由を当社取締役会に通知し、当社取締役会は、これを速やかに開示します。）に、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の要否について勧告します。なお、経営評価委員会は必要があると認める場合には、対抗措置の発動の要否を勧告するまでの間に、当社取締役会に対して、当社取締役会の事業計画等（代替案を含む。）の提出を要請する場合があります。

また、経営評価委員会による検討・分析と並行して、当社取締役会も、買付提案の検討・分析を行い、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものではないと判断する場合には、直に対抗措置を発動しない旨を決議します。また、必要に応じて、買付者との交渉や経営評価委員会に対する代替案の提示を行うものとします。

※ 暦日ベースでなく、営業日ベースに定めておりますのは、当社はライフラインの維持・確保という公益性の高い許認可事業を営んでいるため、行政機関への相談・折衝が必要となることが予想されるところ、ゴールデンウィークなど行政機関の休日を取締役会又は経営評価委員会の分析・検討のための期間が当たってしまった場合には、十分な検討を行うことができず、株主・投

資家の皆様に十分な情報開示を行うという本プランの目的を達成することができなくなるからです。

(4) 経営評価委員会による検討・分析事項

経営評価委員会は、以下の事項の該当性につき検討・分析し、いずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、いずれにも該当しない又は対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には対抗措置の不発動を勧告します。但し、経営評価委員会による勧告期限の終了前に、株主総会が開催され、企業価値向上プランの廃止が決議された場合若しくは対抗措置の発動を認めない旨の決議がなされた場合、又は取締役会が開催され、対抗措置を発動しない旨の決議がなされた場合には、検討・分析を中止し、当社取締役会に対する勧告を行いません。なお、上記の対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値・当社株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に発動されるものであり、買付者の意図が下記に形式的に該当することのみを理由として対抗措置を発動しないものとします。

- ① 買付者が当社取締役会より複数回にわたる情報提供の要請を受けたにもかかわらず、株主が当社株式を買付者に譲渡するか、保持し続けるかを判断するために十分な情報を提供しない場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる
- ② 濫用的買収者である（以下のいずれかに該当すること）
 - (i) 買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付提案又は買付行為を行っている（いわゆるグリーンメイラーである。）ことが客観的かつ合理的に認められる
 - (ii) 買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが客観的かつ合理的に認められる
 - (iii) 買付者が、当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが客観的かつ合理的に認められる
 - (iv) 買付者が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等、高額資産等を売却等処分させ、その処分

利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付提案又は買付行為を行っている場合等当該会社を喰い物にしようとしていることが客観的かつ合理的に認められる

(v) 買付者が、二段階での強圧的な買付（最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定するような行為のことをいい、最初の買付行為に応じなければ不利益を被るような状況を作り出し、株主の皆様売り急がせる買付手法のことをいいます。）を予定して当社株式の買付提案又は買付行為を行っていることが、客観的かつ合理的に認められる

③ 買付後の経営計画又は事業計画が、著しく不合理であり、買付者による買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかである

④ （現経営陣の経営計画又は事業計画が経営評価委員会に上程された場合で）買付後の経営計画又は事業計画が、現経営陣の経営計画又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）と比較して、明白に劣っており、買付者による買付後に当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることが明らかである

(5) 経営評価委員会による勧告の尊重

当社取締役会は、経営評価委員会の勧告を受け、対抗措置発動の要否を決定します。その判断の際には経営評価委員会による勧告を最大限尊重（※）いたします。

※ ここで最大限尊重するとしているのは、経営評価委員会による勧告に従わない余地を残すとの意図ではなく、あくまでも当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上の判断権者は、会社法上、株主の皆様からの信任を受け、決定に関する責任をとることができる当社取締役会であることを明確にする趣旨からです。

(6) 取締役会の検討内容の開示

当社取締役会は、対抗措置を発動する旨の決議又は発動しない旨の決議をした場合、速やかに、当該決議をした旨及びその理由を開示いたします（対抗措置を発動しない旨の決議を行い、当該決議をした旨及びその理由を開示した時点から、買付者は大規模買付行為を行うことができます。）。なお、対抗措置を発動しない旨の決議をした場合でも、買付提案が当社取締役会の経営計画又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）に劣り、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に反すると判断する場合には、その旨の意見表明を行い、当社取締役会の経営計画

又は事業計画（買付者による買付提案に対する代替案を含みます。）を適切な時期に開示し、株主の皆様のご判断を仰ぎます。

当社取締役会が対抗措置を発動する旨の決議をした場合には、市場への影響を考慮し、対抗措置としての新株予約権の発行を中止することはありません。

3. 対抗措置の内容

対抗措置として割当てられる予定の取得条項付新株予約権の主な条件等は、以下のとおりです（概要については、添付資料2「新株予約権の概要」をご参照ください。）。

(1) 新株予約権の割当対象となる株主及びその条件

当社取締役会が対抗措置を発動する旨の決議をした後に開催される取締役会の決議で決定される割当期日（以下、「割当期日」といいます。）時点における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

(2) 取得条項

新株予約権の割当てに関する決議を行う取締役会において決定される取得条項成就日が到来することを条件として、当社はこの新株予約権を取得し、代わりに当社普通株式3株を限度として交付する。

(3) 取得条項の成就により取得する新株予約権

当社は、取得条項が成就した場合に、下記(10)に従い新株予約権を行使することができる新株予約権者が保有する新株予約権を取得する。なお、下記(10)に従い新株予約権を行使できない新株予約権者が保有する新株予約権について、これを取得し、その対価として現金を交付することは行わない。

(4) 発行する新株予約権の総数

割当期日における発行済株式数に1を乗じた数を上限とする。

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は3株を上限とする。

(6) 各新株予約権の発行価額

無償とする。

- (7) 各新株予約権の行使に際して払込みを為すべき金額
新株予約権1個当たり3円を上限とする。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。
- (9) 行使期間
新株予約権発行日の翌日より1ヶ月間とする。但し、当社取締役会が必要と認める場合には、最長で2ヶ月間まで延長できる。
- (10) 行使条件
買付者及び買付者を含む特定の株主グループに属する者が新株予約権の割当を受けた場合には、当該新株予約権者である買付者及び買付者を含む特定の株主グループに属する者は、その保有する新株予約権を行使することができない。
- (11) 新株予約権の消却
新株予約権の行使期間中、権利未行使の新株予約権の消却は行わない(※)。
※ 上記のとおり、慎重かつ十分な検討・分析及び交渉を行った上で、極めて例外的な場合にのみ新株予約権は発行されます。そのため、1ヶ月(最長で2ヶ月)という短期間の新株予約権の行使期間中において、消却を行う必要性はないと考えております。むしろ、短期間における新株予約権の発行及び消却による株価の混乱等を防止する観点から、新株予約権の行使期間中の消却を行わないこととしております。

4. 株主の皆様への影響

- (1) 企業価値向上プラン導入時における株主の皆様への影響
企業価値向上プランの導入時点においては、新株予約権の割当て自体は行われませんので、株主の皆様の権利関係には影響はございません。
- (2) 対抗措置発動後における株主の皆様への影響
当社取締役会が対抗措置を発動する旨の決議をした場合、新株予約権は、割当期日時点における最終の株主名簿に記録された株主に対して割当てられることとなりますので、買付者及び買付者を含む特定の株主グループに属する者以外の株主の皆様は、新株の交付を受けることができるので、不測の損害を被ることはありません。但し、株主の皆様が新株予約権を取得するためには、上記のとおり、割当期日における最終の株主名簿に記録される必要がありますので、ご注意ください。

申込内容の詳細につきましては、新株予約権の割当てに関する取締役会決議が行われた後に、新株予約権の割当の対象となる株主の皆様に対して発送予定の「新株予約権に関するご案内」に記載いたします。

5. 本プランの有効期間及び改廃手続

企業価値向上プランの有効期間については、株主総会において廃止の決議がなされるときまでとします。

今後は、取締役選任議案（企業価値向上プランの継続を支持する取締役の選任をお諮りします。）として、2年ごとに定時株主総会において、株主の皆様の意思を反映させていくことを予定しております。

企業価値向上プランの内容については、証券取引所の適時開示システムのほか、当社ホームページ及び事業報告等により継続的に開示する予定です。

以 上

添付資料1 経営評価委員会の概要等

1. 経営評価委員会の要件及び当初委員

(1) 経営評価委員会の委員

経営評価委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名により構成されます。

- ① 現在又は過去において、当社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）又は従業員となつたことがない者
- ② 現在又は過去において、当社のグループ会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）又は従業員となつたことがない者
- ③ 上記①及び②に該当する配偶者、三親等内の血族及び姻族関係を有しない者
- ④ 企業経営についての一定以上の経験者・専門家・有識者等

(2) 委員の略歴

井手秀樹

1949年11月生

1979年3月 神戸大学大学院経済学研究科博士課程修了

1979年4月 三菱総合研究所研究員

1981年4月 神戸学院大学経済学部助教授

1991年4月 同教授

1992年4月 公正取引委員会 政府規制と競争政策等に関する研究会委員(現在)

1994年4月 資源エネルギー庁 都市熱エネルギー部会委員

1996年4月 慶應義塾大学商学部教授(現任)

1999年10月 資源エネルギー庁 電気事業審議会臨時委員

2001年10月 公正取引委員会 独占禁止法研究会

2002年9月 ハーバード大学ケネディスクール・シニアフェロー

(Harvard Electricity Policy Program) (2006年5月まで)

2003年4月 早稲田大学政治経済学部非常勤講師(2005年3月まで)

2003年4月 総務省 郵政行政審議会委員

2004年5月 公正取引委員会 独占禁止懇話会委員(現在)

2005年5月 NERA(National Economic Research Associates, Inc.)

エグゼクティブ・スペシャリスト(2008年4月まで)

2006年2月 当社経営評価委員会委員(現任)

2007年4月 中央大学総合政策学部 経済学部兼任教員、明治大学商学部兼任教員
(現任)

2008年11月 総合資源エネルギー調査会臨時委員 (2009年10月まで)

2009年1月 総務省 情報通信審議会委員 (現任)

山田剛志

1965年7月生

1993年 新潟大学大学院法学研究科修士課程修了

1996年 一橋大学大学院博士後期課程単位取得

1996年 新潟大学法学部助教授

2000年 アメリカ・コロンビア大学ロー・スクール客員研究員 (Visiting Scholar)
(2001年まで)

2004年 新潟大学大学院実務法学研究科准教授

2008年 新潟大学学長褒章受章

2010年 成城大学大学院法学研究科教授 (現任)

2011年 青山学院大学より博士 (法学) 学位授与

能勢 元氏

1971年12月生

1993年10月 公認会計士第二次試験合格

1994年10月 監査法人 伊東会計事務所 (後に中央青山監査法人と合併) 入社

1997年4月 公認会計士登録

1997年10月 能勢公認会計士事務所設立

1998年3月 税理士登録

2004年7月 日本公認会計士協会東京会 税務委員

2005年7月 日本公認会計士協会東京会 会計委員

2005年12月 東陽監査法人 社員 (現任)

2007年8月 日本公認会計士協会 消費者金融等監査対応検討専門部会委員

2009年4月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 監査役 (現任)

2010年9月 税理士法人東京フィナンシャル会計事務所 統括代表社員 (現任)

2. 経営評価委員会の活動

(1) 平時における活動

当社取締役会は、買付者からの買付提案の有無にかかわらず、半期に一度、経営評

価委員会に対して、経営の基本方針及びその履行状況等の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取り組みを報告し、経営評価委員会は、これを評価し、当社取締役会に対して提言を行います。

そして、当社取締役会は、経営評価委員会により指摘された事項の改善に取り組めます。

(2) 買付提案がなされた場合の活動

買付者より買付提案がなされた場合、経営評価委員会は、当社取締役会から上程された情報に基づき、外部専門家等の助言を受ける等しながら、買付者の買付提案及び当社取締役会の代替案の検討・分析を行い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の可否について勧告します。

添付資料 2 新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

第1回新株予約権

2. 募集方法

新株予約権の割当てに関する決議を行う取締役会において決定される割当期日（以下、「割当期日」という。）の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

3. 新株予約権割当ての目的

当社は、当社に対する濫用的な買収行為等によって当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損することを防止し、当社に対する買収等の提案及び買収行為等に対して、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための合理的な手段として用いることを目的として、新株予約権を割当てる。

4. 取得条項

新株予約権の割当てに関する決議を行う取締役会において決定される取得条項成就日が到来することを条件として、当社は下記5. に定める新株予約権を取得し、代わりに当社普通株式3株を限度として交付する。

5. 取得条項の成就により取得する新株予約権

当社は、取得条項が成就した場合に、下記13. に従い新株予約権を行使することができる新株予約権者が保有する新株予約権を取得する。なお、下記13. に従い新株予約権を行使できない新株予約権者が保有する新株予約権について、これを取得し、その対価として現金を交付することを行わない。

6. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

(1) 目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 目的となる株式の数

新株予約権の目的となる株式の総数は、割当期日の最終の発行済株式数（但し、当社の保有する当社普通株式の数を除く。）に3を乗じた数を上限とする。なお、下記21. により対象株式数（下記7. に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

7. 割当てる新株予約権の総数

割当期日の最終の発行済株式数（但し、当社の保有する当社普通株式の数を除く。）に1を乗じた数を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は3株を上限とする。但し、対象株式数は下記21.により調整される。

8. 新株予約権の割当て価額

無償とする。

9. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

払込価額（下記10.に定義する。）に、上記7.に定める新株予約権の総数を乗じた額を上限とする。

10. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額及びその1株当たりの金額

(1) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（以下「払込価額」という。）3円を上限とする。

(2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの金額1円とする。但し、下記21.により対象株式数が調整される場合には、1円を当該調整後の対象株式数で除した数に調整される。

11. 新株予約権の行使によって発行する新株の発行価額の資本組入額

新株の発行価額全額を資本に組入れるものとする。

12. 新株予約権の行使請求期間

新株予約権発行決議を行う取締役会において決定される発行日の翌日から1カ月とする。但し、当社取締役会が必要と認める場合には、最長で2ヶ月間まで延長できる。なお、行使請求期間の最終日が銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日を最終日とする。

13. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が複数の新株予約権を保有する場合、新株予約権者はその保有する新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、その保有する新株予約権の整数個の単位でのみ行使することができる。

(2) 新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた新株予約権のみを行使できる（当初の新株予約権者から法令に従い下記18.に定める取締役

役会の承認を要することなく承継された場合には、かかる承継により取得した新株予約権についてはこれを行行使することができる。)

- (3) 上記 (1) 及び(2)にかかわらず、買付者による当社株券等の買付提案又は大規模買付行為がなされ、企業価値向上プランに従い、当社取締役会が新株予約権を割当てる旨の決議を行った場合、以下の者は、その保有する新株予約権を行行使できないものとする。
- (a) 買付者
 - (b) 買付者の共同保有者
 - (c) 買付者の特別関係者
 - (d) 上記(a)ないし(c)記載の者から新株予約権を取締役会の承認を受けることなく譲受若しくは承継した者
- (4) 次の (a) ないし (k) に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該 (a) ないし (k) に定めるところによる。
- (a) 「企業価値向上プラン」とは、当社の平成 18 年 2 月 9 日の取締役会決議 (同年 6 月 9 日、平成 19 年 6 月 12 日及び平成 21 年 6 月 8 日改正)、において決定された当社株式の買付提案及び買付行為への対応方針をいう。
 - (b) 「買付者」とは、買付提案を行う者若しくは大規模買付行為を行う又は行おうとする者をいう。
 - (c) 「買付提案」とは、買付者等による当社発行済株式 (当社保有自己株式を除く。)の株券等保有割合が 20%以上となる当社の株券等の保有に関する提案をいう。
 - (d) 「買付者等」とは、買付者、買付者の共同保有者及び特別関係者をいう。
 - (e) 「大規模買付行為」とは、買付者等による当社発行済株式 (当社保有自己株式を除く。)の株券等保有割合が 20%以上となる当社の株券等の買付行為をいう。
 - (f) 「買付行為」とは、公開買付その他公開買付によらない方法による当社の株券等の取得をいう。
 - (g) 「共同保有者」とは、金融商品取引法 (昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。その後の改正を含む。以下同じ。) 第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
 - (h) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいう。
 - (i) 「株券等」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。
 - (j) 「保有」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する保有をいう。
 - (k) 「保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をい

い、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

14. 新株予約権の消却事由及び消却条件

新株予約権に、消却事由及び消却条件の定めはない。

15. 新株予約権の割当期日及び発行日

新株予約権を割当てする旨の決議を行う取締役会において決定される日

16. 新株予約権の行使請求受付場所

新株予約権発行決議を行う取締役会において決定される行使請求受付場所

17. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関

新株予約権発行決議を行う取締役会において決定される払込取扱金融機関

18. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要する。但し、当社の取締役会は、譲渡承認請求を拒絶する合理的な理由がない限り、譲渡を承認する。

19. 新株予約権証券の発行に関する事項

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り発行する。

20. 新株予約権の行使によって交付された株式の配当起算日

新株予約権の行使により発行された当社の普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、行使の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ新株予約権の行使があったものとみなしてこれを支払う。

21. 対象株式数の調整

- (1) 当社は、新株予約権の割当て後、株式の分割又は併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整する。調整後対象株式数の算出にあたっては、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

- (2) 調整後の対象株式数は、株式の分割の場合は株主割当日の翌日以降、株式の併合の場合は会社法219条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。

【ご参考】 当社株主の状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）¹

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 会社が発行する株式の総数 | 179,846,100 株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 44,961,525 株 |
| 3. 株主数 | 2,993 名 |

4. 大株主の状況（上位 10 名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託岩谷産業口）	6,700,000	16.9
東陽ガス株式会社	2,226,000	5.6
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,964,820	3.4
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行 口 再受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,604,000	4.1
野村信託銀行株式会社 （退職給付信託三菱東京UFJ銀行口）	1,350,000	3.4
株式会社三井住友銀行	1,180,502	3.0
日本生命保険相互会社	994,720	2.5
野村信託銀行株式会社 （退職給付信託三菱UFJ信託銀行口）	900,000	2.3
株式会社武蔵野銀行	802,311	2.0
三井住友ファイナンス&リース株式会社	735,000	1.9

（注）持株比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

当社は、自己株式 5,403,520 株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 所有者別株式分布状況（株主数並びに株式数比率）

	株主数（名）	株式数比率（%）
① 金融機関	44	47.8
② 一般個人	2,754	20.3
③ その他法人	108	17.9
④ 外国人・外国法人	71	1.9
⑤ 自己株式	1	12.0
⑥ 金融商品取引業者	15	0.1

¹ 平成 23 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会招集通知に記載の情報に基づいております。